

鳥取県公報

目 次

◇規則
◆告示

鳥取県福祉生奨学金貸与規則

医療機関の指定

児童福祉施設の認可

昭和二十七年産水稻、陸稻及び蚕繭に適用する

被害程度別支払共済金

家畜疾病傷害共済の損害額を算出するため

診療点数に乘する一点の価額

昭和二十七年産水稻、麦 陸稻及び春蚕から

適用する賦課金率等

鳥取県原蚕種配付規程

土地の公用廃止

昭和二十七年度乙種看護婦試験合格者

規 則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則をここに公布する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十一号

鳥取県福祉生奨学金貸与規則

(目的)

第一條 この規則は、優良な生徒であつて経済的理由により修学が困難なものに対して奨学金を貸与することを目的とする。

(福祉生の資格)

第二條 この規則により奨学金の貸与を受ける生徒(以下「福祉生」という。)は県内に居住する者の子弟であつて県内の高等学校に在学し、身体強健、品行方正で修学能力を有し且つ奨学金の支弁が困難と認められるものでなければならない。

00602

(奨学生の額)

第三條 奨学生の額は次の区分により本人の希望及び家庭の事情などを参しやくして定める。

一 全日制課程に在学する生徒 月額 五百円以内

二 定時制課程に在学する生徒 月額 二百五十円以内

(貸与の期間)

第四條 奨学生の貸与期間は、その学校における正規の修業期間とする。

(福祉生の願出)

第五條 福祉生希望者は、別記様式第一号による福祉生願書に次の書類を添え市町村長を経て知事に提出しなければならない。

一 別記様式第三号による学校長の推薦書

二 別記様式第三号による市町村長の推薦書

3、福祉生願書の連帯保証人は本人の保護者とする。

(選考決定)

第六條 前條の願出による貸与の可否は知事が決定する。

2、前項の決定は、別記様式第四号により居住地の市町

(奨学生交付の打切)

第十條 知事は、福祉生が次の各号の一に該当すると認めたときは奨学生の交付を打切り、その旨を本人（本人が死亡したときは連帯保証人）に通知する。

一 傷い、疾べいで卒業の見込がなくなつたとき

二 中途退学したとき

三 奨学生を辞退したとき

四 死亡したとき

五 福祉生としての資格を欠ぐに至つたとき

六 その他奨学生を必要としない事由が生じたとき

(借用証書の提出)

第十一條 福祉生（本人が死亡したときは連帯保証人）は第三條の奨学生の貸与が完了したとき、若しくは第八條第二項の規定による交付の打切り通知を受けたときは直ちに別記様式第八号による奨学生借用証書を知事に提出しなければならない。

第十二條 福祉生は、在学中及び卒業後において次の各号の一に該当する場合は別記様式第九号から第十四号までの各様式により連帯保証人と連署の上、在学中は学校長、卒業後は市町村長を経て直ちに知事に届け出なければならない。但し、福祉生が疾べいその他の事故で届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族が届け出なければならない。

一 福祉生が休学、復学、転学若しくは退学し又は卒業するとき

二 福祉生であつた者又は連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に変動があつたとき。

3、前項各一号の届出は学校長の證明書を添付しなければならない。

第十三條 福祉生が死亡したときは、連帯保証人又は家

村長を経て本人に通知する。

(奨学生の交付)

第七條 奨学生は、毎月在学々校長を経て福祉生に交付する。但し、特別の事情があるときは数箇月分を合はせて交付することができる。

2、奨学生を受領した学校長は、別記様式第五号により受領証を直ちに知事に提出しなければならない。

(奨学生額の変更)

第八條 知事は、特別の事由が生じたと認められたときは奨学生の額を変更することができる。

2、福祉生は、連帯保証人と連署の上いつでも奨学生の減額又は辞退を申し出ることができる。

3、前項の申し出は、別記様式第六号及び第七号による。

4、市町村長又は学校は、福祉生が福祉生として不適当と認めるときはその理由を明らかにし知事に報告することができる。

(奨学生交付の中止)

第九條 福祉生が休学したときは、その期間の奨学生は

00606

(襄)

其の他参考事項	福祉生を希望する理由	<p>鳥取県母子福祉対策上の資金制度による福祉生として学資金の貸与を受けたく私ども連署して御願申し貸与を受けます。追て貸与を受けた上は福祉生としての本分を盡すは勿論奨学金返還その他の義務についても規程に従い兩名連帯の責任を負うことと誓約します。</p> <p>鳥取県知事 昭和年月日 連帯保証人</p> <p>印印</p>
---------	------------	---

樣式第一二號（學校長記入）

福 祉 生 推 薦 調 書	×受付番号	第号	氏名	生年月日	×決定番号			
	成績表	校名	学校	全日制 定期制	科	年在学中	学科平均	何位下の組 人といふかの 中なか凡ての 上位番号
		科目						
		学年						
	前学年							
	前学年							
	本学年							
学校長所見	学力所見	人物所見	総合判定	責任学校長氏名印				
				昭和年	月	日		

0607

本様式記入上の注意	市町村	長	印
	市	町	村

様式記入上の注意
資産状況中の空欄は児童委員の見る経済的実状につき記入すること。

2 職業状況のその他は他の援助等につき記入のこと

児童の発育過程における家庭生活の一環を加えて、

についての熱意等につき記入のこと。

卷之三

担当兒童委員

四

(様式第四号)

奨学金貸与決定通知書

決定番号 昭 第 号

住 所
福祉生氏名

学校名 高等学校全日制第 学年 科

鳥取県福祉生として左記の奨学金を貸与します。

月額金 円 貸与期間自昭和 年 月 至昭和 年 月

昭和 年 月 日

印由
事務所長方 市町村長印由
事務所長方 市町村長注意 一、照会、報告その他の連絡の際は必ず決定番号を明記してください
二、本通知書は確実に保存してください

福祉生奨学金領收証

(学校長検印)

奨学金領收致しました。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

決定番号	領收額	領收月分	学年	氏名	印
昭/	金 円	月			

昭/	金	円	月		
学校名					

00609

00608

(様式第六号)

奨学金減額願

決定番号 昭 第 号

学校名 高等学校第 学年 科

福祉生氏名

左記の通り奨学金の減額をお願いします。

一、希望月額

二、減額期日 昭和 年 月 日から

三、事由

四、現在月額

昭和 年 月 日

連帯保証人

印由
事務所長方 市町村長

鳥取県知事 殿

(様式第七号)

奨学金辞退届

決定番号 昭 第 号

学校名 高等学校第 学 年 科

福祉生氏名

左記の通り奨学金を辞退しますからお届けします。

一、辞退期日 昭和 年 月 日

二、事由

三、奨学金受領 昭和 年 月 分まで

昭和 年 月 日

連帯保証人

印由
事務所長方 市町村長

鳥取県知事 殿

本 人

(様式第十五号)

福祉生死亡通知書
決定番号 昭 第 号

学校名 高等学校第 学年 科
福祉生氏名

右の福祉生が死亡しましたから戸籍抄本を添付の上お届けします。

記

一、死亡年月日 昭和 年 月 日
二、死 因
三、奨学金受領 昭和 年 月分まで

昭和 年 月 日 連帯保証人

家族代表

(印)

経由印	
事務所長	
市町村長	
学校長	

経由印	
事務所長	
市町村長	

この届には市町村長の證明書を添付すること。

(様式第十六号)

奨学金返還延期願
決定番号 昭 第 号

住 所

福祉生氏名

左記の通り奨学金の返還を延期してくださるようお願いします。

一、現在返還総額 円

二、從來の返還 昭和年月から 昭和年月まで
三、希望の返還 昭和年月から 昭和年月まで
年賦 半年賦 円

四、事 由 昭和 年 月 日

連帯保証人

(印)

経由印	
事務所長	
市町村長	

告 示

鳥取県告示第三百二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次の通り指定する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
名 称 所 在 地 管轄保健所

都田医院

西伯郡境町京町八十二番地

米子保健所

鳥取県告示第三百三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基く昭和二十七年産水稻、陸稻及び蚕繭に適用する被害程度別支払共済金を次のように定める。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十七年産水稻に適用する被害程度別支払共済金

被害程度別

九割以上一〇割 七割以上九割

未満 未満

五割以上七割 三割以上五割

未満 未満

植付不能

反当共済金額

六、〇〇〇円 六、〇〇〇円

四、六五〇円

二、八五〇円

一、〇五〇円 三、〇〇〇円

00615

00614

00616

四、四〇〇	四、四〇〇	三、四一〇	二、〇九〇	七七〇	二、一〇〇
二、八〇〇	二、八〇〇	二、一七〇	一、三三〇	四九〇	一、四〇〇

二、昭和二十七年產陸稻に適用する被害程度別支払共濟金

被害程度別

九割以上一〇割

七割以上九割

五割以上七割

四割以上五割

三割以上五割

植付不能

未満

未満

未満

未満

反当共濟金額

三、一〇〇円

三、一〇〇円

二、四八〇円

一、五二〇円

五六〇円

一、六〇〇円

一、六〇〇円

瓦反当共濟金額

四四〇円

四四〇円

三四一円

二〇九円

一一二円

三三〇円

三三〇円

被害程度別

九割以上一〇割

七割以上九割

五割以上七割

四割以上五割

三割以上五割

植付不能

未満

未満

未満

未満

鳥取県告示第三百四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基
く家畜疾^{べい}傷害共濟の損害額を算出するため診療点
数に乘ずる一点の価額を次のように改訂し昭和二十七年
度から適用する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

疾^{べい}傷害共濟の一点の価額

三五円

鳥取県告示第三百五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基
く昭和二十七年產水稻、麥、陸稻及び春麥から適用する
賦課金率及び賦課金を次のように定める。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、賦課金及び賦課率

(一) 水 稲

県農業共濟組合連合会 市町村農業共濟組合

共濟金額

賦課率

賦課金

賦課率

賦課金

賦課率

一、六〇〇〇、〇、五五、八、八〇、〇、八五、一三、六〇

(二) 陸 稻

共濟金額

賦課率

賦課金

鳥取県告示第三百六号

鳥取県原蚕種配付規程を次のように定める。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一條 県が行う原蚕種の配付については、この規程の

定めるところによる。

(配付機関)

第二條 原蚕種の配付は、鳥取県蚕業試驗場（以下「試驗場」という。）において行う。

(原蚕種の料金)

第三條 配付する原蚕種の料金は、一蛾につき十五円とする。

(原蚕種の配付要件)

第四條 配付する原蚕種は、組合せ型式により同蛾数を原則とする。但し、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(配付申請の手続)

第五條 原蚕種の配付を、受けようとする者は、原蚕種配付申請書（様式一）を、その蚕兒の掃立をしようとする年の、前々年の一月二十日までに鳥取県蚕業試驗場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により、提出した原蚕種配付申請書の記

載事項を変更しようとするときは、遅滞なく、原蚕種配付変更願（様式二）を、場長に提出しなければならない。

(配付の通知)

第六條 場長は、前條の規定による申請があつたときは、配付する蚕種の品種、数量、料金、引渡時期、引渡場所その他必要な事項を、原蚕種の申請者（以下「申請者」という。）に、通知するものとする。

(原蚕種の引取)

第七條 申請者は、前條の通知により原蚕種引取の際その料金を試驗場県出納員に、納付しなければならない。附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 鳥取県蚕種配付規程（昭和二十一年七月鳥取県告示第二百八十一号）及び昭和二十三年六月鳥取県告示第三百二号（鳥取県蚕種配付規程第一條により配付すべき蚕種の料金）は、廃止する。

様式第一号

原蚕種配付申請書

品種名	申請 の掃立	原蚕種の蚕兒			摘要
		交配	普通	蚕種	
蛾	越	製造數量	年不越年		
春	計				
夏	計				
秋	計				
蚕期					
計					

様式第二号

原蚕種配付変更願

品種名	申請数量	変更数量	原蚕種の蚕兒の掃立			摘要
			時 期	數 量	原 蚕 種 の 蚕 兒 の 掃 立	
蛾			春	計		
春			夏	計		
秋			秋	計		
蚕期			蚕期			
計						

右の通り申請いたします。

年 月 日

住 所

印

右の通り変更下さるよう別紙理由書を添え願出いたします。

年 月 日

住 所

印

鳥取県蚕業試驗場長殿

00620

鳥取縣告示第三百七号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十七年六月十三日

鳥取市吉方町二百五十五番の二地先

水路数 拾八坪

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百八号

昭和二十七年度乙種看護婦試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十七年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

米原 仁子	矢部 洋子	中山 美智子
坂田 恵子	上月恵美子	神谷 澄子
岡本 典子	梅津 豊子	浜辺 節子
板垣 祐子	福井あきら	横尾喜久子
竹内 敏子		三船多津子

昭和二十七年六月十三日印刷
昭和二十七年六月十三日發行鳥取縣公報
(昭和四年四月士)發行者 島取縣島取市東町
印刷所 島取縣島取市東町
島取縣印刷所